

高等学校の新学習指導要領解説書における「新聞」関連記述(抜粋)

この資料は、新学習指導要領（平成30年3月告示）解説（同年7月）から、「新聞」「報道」「論説」「ニュース」などの記述を抜き出したものです。「新聞」以外の語句については、新聞との関連性を勘案して抽出しています。

【総 則】

第4章 教育課程の実施と学習評価

第1節 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

3 コンピュータ等や教材・教具の活用（第1章総則第3款1(3)）

(3) 第2款の2の(1)に示す情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること。また、各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。

生徒に第1章第2款2(1)に示す情報活用能力の育成を図るためには、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段及びこれらを日常的・効果的に活用するために必要な環境を整えとともに、各教科等においてこれらを適切に活用した学習活動の充実を図ることが重要である。また、教師がこれらの情報手段に加えて、各種の統計資料や**新聞**、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具を適切に活用することが重要である。(略)

各教科等の指導に当たっては、教師がこれらの情報手段のほか、各種の統計資料や**新聞**、デジタル教科書やデジタル教材、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ることも重要である。各教科等における指導が、生徒の主体的・対話的で深い学びへとつながっていくようにするためには、必要な資料の選択が重要であり、とりわけ信頼性が高い情報や整理されている情報、正確な読み取りが必要な情報などを授業に活用していくことが必要であることから、今回の改訂において、各種の統計資料と**新聞**を特に例示している。これらの教材・教具を有効、適切に活用するためには、教師は機器の操作等に習熟するだけでなく、それぞれの教材・教具の特性を理解し、指導の効果を高める方法について絶えず研究することが求められる。(略)

6 学校図書館、地域の公共施設の利活用（第1章総則第3款1(6)）

(6) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。また、地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実すること。

(略) また、これからの学校図書館には、読書活動の推進のために利活用されることに加え、調べ学習や**新聞**を活用した学習など、各教科等の様々な授業で活用されることにより、学校における言語活動や探究活動の場となり、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する役割が一層期待されている。(略)

こういった学校図書館の利活用を進めるに当たって、学校図書館における図書館資料の充実と、学校図書館の運営等に当たる司書教諭及び学校司書の配置の充実やその資質・能力の向上の双方を図ることが大切である。図書館資料については、図書資料のほか、雑誌、**新聞**、視聴覚資料、電子資料(各種記録媒体に記録・保存された資料、ネットワーク情報資源(ネットワークを介して得られる情報コンテンツ)等)等の図書以外の資料が含まれており、これらの資料について、生徒の発達の段階等を踏まえ、教育課程の展開に寄与するとともに、生徒の健全な教養の育成に資する資料構成と十分な資料規模を備えるよう努めることが大切である。また、司書教諭及び学校司書については、学校図書館がその機能を十分に発揮できるよう、学校図書館の館長としての役割も担う校長のリーダーシップの下、各者がそれぞれの立場で求められている役割を果たした上で、互いに連携・協力し、組織的に取り組むよう努めることが大切である。(略)

以 上